

第10回 春日部市介護事業部門連携研修・交流会（春コン・ケア）

1) 各病院がどのような状況の時に、MSW を介入させているのか知りたい。

（包括/社会福祉士）

- ・医療機関に於いて様々だと思いますが、当院では、入院時に「スクリーニングシート」を用い、MSW を介入させています。「介護が必要」や「入退院を繰り返している」等複数の項目があり、1つでもチェックが着くようなら、入院患者に於いてはMSW 介入となります。当院では、全体の4割くらいの入院患者に介入しています。

2) 精神疾患を持つ方の医療について（居宅/CM）

- ・当院には精神科の医師が不在ですので、基本的には精神疾患の医療に対応しておりません。身体疾患に精神疾患が合併している場合には、精神疾患に対応している医療機関と連携しています。身体と精神のどちらの症状が重篤なのかを確認し、優先順位を決めて治療を行っていきます。

3) 精神疾患相談窓口について（居宅/CM）

- ・基本的には保健所が対応しています。

4) ・病院⇒病院への転院時に情報提供したものは、相談員から相談員へ渡されているのでしょうか？

- ・医療保険でもケアマネ（在宅）での共有をすると加算は取れるのでしょうか？

（居宅/CM）

医療機関同士のやり取りの中で、相談員から相談員という事はほとんどないと思います。「診療情報提供書」と呼ばれるものは医師→医師。「看護サマリー」は看護師→看護師に渡ります。MSW はその中から情報を取っていきます。

医療保険では、ケアマネとの情報共有の中で加算が取れるものは「介護支援連携指導」というものがあります（400点）。介護支援連携指導は、患者が退院するにあたり、入院中に在宅の環境調整やサービス調整をカンファレンス形式で行った場合に算定することができます。